

承認第9号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

甲佐町長 奥名克美

専第10号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年7月11日

甲佐町長 奥 名 克 美

記

1. 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

上益城郡甲佐町

令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月11日

甲佐町長 奥 名 克 美

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		112,413	27	112,440
	1 後期高齢者医療保険料	112,413	27	112,440
6 諸収入		6,532	361	6,893
	2 償還金及び還付加算金	101	361	462
歳 入 合 計		179,063	388	179,451

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		101	388	489
	1 償還金及び還付加算金	101	388	489
歳 出	合 計	179,063	388	179,451

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	112,413	27	112,440
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 寄附金	1	0	1
4 繰入金	60,115	0	60,115
5 繰越金	1	0	1
6 諸収入	6,532	361	6,893
歳 入 合 計	179,063	388	179,451

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	2,453	0	2,453	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	170,897	0	170,897	0	0	0	0
3 保健事業費	5,604	0	5,604	0	0	0	0
4 諸支出金	101	388	489	0	0	0	388
5 予備費	8	0	8	0	0	0	0
歳 出 合 計	179,063	388	179,451	0	0	0	388

2. 歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料

第 1 項 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 普通徴収保険料	22,491	27	22,518	1 現年度分	27	
計	112,413	27	112,440			

第 6 款 諸収入

第 2 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 還付金	100	360	460	1 還付金	360	
2 還付加算金	1	1	2	1 還付加算金	1	
計	101	361	462			

3. 歳 出

第 4 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 還付金	100	387	487	0	0	0	387	22 償還金利子及び割引料	387	
2 還付加算金	1	1	2	0	0	0	1	22 償還金利子及び割引料	1	
計	101	388	489	0	0	0	388			